

パワーUP! まちの子育て支援体制 保健福祉センター

平成30年1月に、市内南北2か所に新たに保健福祉センターが設置されました。保健福祉業務の再編を行い、窓口機能・環境を充実させるためです。今回のピギナスでは、パワーアップした南北保健福祉センターを紹介します。

北部保健福祉センター

北部保健福祉センター
(さんさんタウン1番館5・6階)

センター所長
安川 春樹

南部保健福祉センター

南部保健福祉センター
(リベル5階)

センター所長
辻本 正樹

ピギナスでは、南部・北部保健福祉センターに取材に行ってきました。新しくなった、両保健福祉センターはとても明るく衛生的で使いやすくなっていました。

取材日は、乳幼児健診日で、1階のエレベーター前には、案内の方がおられ、すぐわかるようになっていました。会場にはベビーカー置き場も用意されていました。



受付



予診室



ベビーカー置き場

健診会場に入ると受付があります。その先に待合室を囲むように予診室があります。すべて個室になっており、保健師さんと育児の心配事などをゆっくり安心して話すことができるよう配慮されています。計測、小児科の診察へと続き、最後に集団での講話があります。

必要な場合は、個室での個別相談があります。

また、付添人待合室や授乳室も配置されており、安心して健診を受けることができるようになっていました。



乳幼児健診の様子



授乳室

保健福祉センターの業務

地域保健業務

- 北部保健福祉センター 06-4950-0637
- 南部保健福祉センター 06-6415-6342

- ◆ 母子健康包括支援センター ～妊娠期からの切れ目のない子育て支援～
 - ・ 妊娠期から子育て期の健康や子育てに関する継続的な相談・支援を実施
- ◆ 乳幼児健康診査 ★
 - ・ 生後3～4か月、9～10か月、1歳6か月、3歳のお子様に対して健康診査を実施し、結果に基づいた指導・支援を実施
- ◆ 各種保健に関する相談・事業 ★
 - ・ 母子保健・成人保健・難病保健・精神保健に関する相談及び事業を実施
 - ※平成30年1月からは、3か月～1歳未満の子どもに対するBCGの予防接種については、市内の予防接種実施医療機関での接種に変更になりました。
- ◆ 栄養・歯科保健に関する相談
 - ・ 食事や栄養、歯科に関する相談及び教室などを実施
- ◆ 各種申請受付業務 ★
 - ・ 母子健康手帳の交付申請
 - ・ 精神障害者手帳・自立支援医療（精神病院）の申請
 - ・ 妊婦健診に関する手続き
 - ・ 小児慢性特定疾患の申請
 - ・ 予防接種実施依頼書交付の申請

障害福祉業務

- 北部保健福祉センター 06-4950-0374
- 南部保健福祉センター 06-6415-6246

- ◆ 身体障害者手帳と療育手帳の申請と交付（交付は保健福祉センターのみ）
- ◆ 身体・知的障害者（児）に対する障害福祉サービスなどの支給申請 ★
- ◆ 特別障害者手当などの支給申請
- ◆ 補装具費や日常生活用具、自立支援医療（更生医療）費などの給付申請
- ◆ 精神障害者（児）及び難病患者に対する障害福祉サービスなどの支給申請 ★（各支所でも受付可）
 - ・ 認定区分に応じた介護給付費や障害児通所給付費などを支給

福祉相談支援業務 ★

- ◆ 各種申請受付業務（北部保健福祉センター06-4950-0562 南部保健福祉センター06-6415-6279）
 - ・ 保育施設等の利用申請（各保育施設等でも、受付します）
 - ・ 児童手当申請（変更の申請と現況届に関する手続き）（2人目以降のおよ様の出生・口座変更、消滅・現況届など）北部は阪急塚口サービスセンター、南部は保健福祉センターの受付となります。
 - ・ 障害者用バス券の交付・返還申請
 - ・ 重度障害者（児）福祉タクシーチケットの申請 など
- ◆ 婦人相談（北部保健福祉センター06-4950-0496 南部保健福祉センター06-6415-6276）
 - ・ 夫婦・親族の悩み、離婚などに関する相談
- ◆ しごと・くらしサポートセンター尼崎（北部保健福祉センター06-4950-0584 南部保健福祉センター06-6415-6287）
 - ・ 仕事探しや暮らしにお困りの方の相談

家庭児童相談業務 ★

- 北部保健福祉センター 06-4950-0429
- 南部保健福祉センター 06-6415-6274

・ こども総合相談担当は、こどもを育てていく上のおささまざまな悩みや心配ごとについて、専門の相談員が相談を受けており、必要に応じて関係機関の紹介もしています。相談費用は無料です。相談の秘密は守られます。こども本人、家族、親戚の人、学校・保育所の先生など、誰でも相談できます。

“★”記号の業務に関しては、住所地がJR神戸線を境界として、北部に住所地があれば北部保健福祉センター、南部に住所地があれば南部福祉保健センターでの受付になります。